

# JICA中国事務所ニュース

- ☆ 中国事務所ウェブサイト <http://www.jica.go.jp/china/office/index.html>
- ☆ ボランティア活動 <http://j.people.com.cn/99005/index.html>
- ☆ サーチナJICAページ <http://searchina.ne.jp/jica>

2012年10月号



## 目次

### ■ トピックス

- ◎ 中国民事訴訟法改正！ ……2  
～中国の経済社会を支える法制度の改善のためのJICAの取り組み～

### ■ ニュース

- ◎ 第7回北京国際リハビリフォーラム ……3  
～障害者支援と26年間の日中協力～
- ◎ 非居住者課税セミナーを開催 ……4
- ◎ 広州発の院内感染対策モデルを世界に ……4  
～地域に根差した院内感染対策活動推進プロジェクト～
- ◎ 林業担当者能力強化研修 ……5  
～森林資源を活用した地域経済の活性化～
- ◎ 域内共通課題のポリオ、麻疹対策に貢献 ……5  
～WHOと連携して実験室査察を実施～
- ◎ 観光開発促進シンポジウム ……6
- ◎ 大阪の小学校へ、インターネットを通じた遠隔授業 ……6

### ■ CHINA COOL

中国の結婚式

…7

### ■ 帰任者紹介

…7

## 独立行政法人国際協力機構 中華人民共和国事務所

北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦400号室

郵便番号:100004

電話: +86-10-6590-9250、FAX: +86-10-6590-9260

\*\*\*ニュースレターに関するお問い合わせは、こちらまで\*\*\*

編集担当: shenxiaojing.cn@jica.go.jp

皆様からのご感想やコメントをお待ちしております。

## 中国民事訴訟法改正！

～中国の経済社会を支える法制度改善のためのJICAの取り組み～



民事訴訟法及び民事関連法  
清華大学法学院でのシンポジウム（北京・9月7日）



民事訴訟法及び民事関連法  
中国日本商会と連携した日系企業向けセミナー（北京・10月11日）



独禁法立法及び執行プロジェクト  
経団連・公取委と連携した企業向けセミナー（東京・8月23日）

■ 民事訴訟法及び民事関連法  
<http://www.jica.go.jp/china/offi ce/activities/project/33.html>

■ 経済法・企業法整備プロジェクト  
<http://www.jica.go.jp/project/ch ina/0602055/index.html>

8月31日、民事訴訟法の改正案が全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常務委」）を通過し、2013年1月に施行されることが決まりました。1991年の制定以来21年ぶりの全面改正となります。JICAは、2007年以降5年にわたって、全人代常務委法制工作委员会に対して、民事訴訟法に関する助言を行ってきました。

JICAは、今回の改正民事訴訟法成立を受けて、9月7日に清華大学法学院が実施した「中日民事訴訟法改正の比較研究シンポジウム」を後援し、三木浩一JICA民事訴訟法研究会委員（慶應義塾大学教授）と白出博之JICA専門家が講演を行いました。また11月末には、全人代常務委法制工作委员会とともに、当該分野におけるJICA協力の成果を回顧するためのシンポジウムを企画しています。

今回の民事訴訟法の改正では、当事者の訴訟の権利の保護、裁判手続きの迅速化の点で一定の前進がありました。例えば、裁判所が当事者の訴えを立案せず放置するという問題を解決するため、新法は、7日以内に立案又は不受理を当事者に伝えるルールを明確にしました。また、判決の執行を妨げる、財産隠しなどの行為を防ぐため、強制執行措置の明確化、執行拒否に対する過料額の引き上げを行いました。今後、民事執行手続きの一層の強化や今次改正で導入された環境汚染や消費者被害に対する公益訴訟制度の明確化、行政訴訟法の改正等の課題が残っていることから、JICAは協力を続けていく予定です。

中国は、2001年のWTO加盟以来、日本や欧米諸国の法制度を研究しながら、市場経済を支える法制度の整備に取り組んでいます。JICAは、民事訴訟法以外にも、改正会社法、独占禁止法、権利侵害責任法などの重要な法律の制定を支援してきました。JICAは、日本の法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、学識経験者による官民合同の支援体制を構築し、日本での研修や中国での研究会を通じ、日本の経験を踏まえた実践的な助言を行っています。中国の立法担当者は、日本がいかんして外国法を自らの経済・社会・文化に適合するようにカスタマイズしたか、またいかんして法制度の運用段階で生じた課題を克服したかを理解することで、国際的なルールと、自国の環境の双方に調和可能な法制度の整備・運用に活かしています。

中国の法制度が国際的なルールと調和する形で整備されることは、中国との経済的、社会的な関係を急速に深める日本にとっても大きなメリットがあります。特に中国との間で貿易や投資を行う日系企業にとっては、ビジネス・リスクの軽減につながります。JICAは、10月11日、中国日本商会とセミナーを共催して、白出専門家から日系企業関係者（45名）に向けて、今回の改正民事訴訟法の要点を説明する機会を設け、JICAの事業を通じて得られた中国法制度に関する知見を日系企業等に紹介しました。このほか、例えば独占禁止法分野においては、日本経済団体連合会や公正取引委員会との連携により、東京で企業向けセミナーを開催し、中国商務部の独占禁止局長から企業関係者（180名）に向けて、中国の競争政策や知財政策を紹介する機会を設けています（8月23日）。

WTO加盟から10年が経過した中国では、現在、消費者法や労働法、社会保障法等の分野で、市場経済の発展とそのひずみに対応するような法制度の改善が求められています。同じような過程を経た日本の知見が活かせる分野です。JICAは、日中両国双方にメリットのある形で、中国の重要立法に対する助言を展開していきます。

（竹原成悦）

## 第7回北京国際リハビリフォーラム

～障害者支援と26年間の日中協力～



9月21日～23日、「第7回北京国際リハビリテーションフォーラム」が開催されました。中国最大規模の学会として、中国リハビリテーション研究センターが毎年開催するもので、今年は520件の論文が寄せられ、23の分科会に、約2000名が参加しました。JICAからは、人間開発部熊谷晃子次長が、この分野におけるJICAの協力実績を紹介したほか、現在実施中の「中国中西部地区リハビリ人材養成プロジェクト」について、同プロジェクトのリーダーを務める藤沢しげ子専門家が5年間の成果を報告しました。



フォーラムには、中国障害者連合会や中国リハビリテーション協会に所属する中国各地の医師、治療師、学者をはじめ、衛生部、民政部、人力社会資源部など、日本からは、国立障害者リハビリテーションセンター病院、国際医療福祉大学、川崎医科大学、藤田保健衛生大学、東北大学などの医師、セラピストが参加し、アメリカ、ドイツ、ノルウェー、デンマーク、オーストラリア、韓国など、計12か国から150名（半数が日本人）が参加しました。会場には、リハビリ関連企業50社のブースが並び、最新の電動車いすやリハビリ器具の実演もありました。



日本と中国は、リハビリ分野において長い協力の歴史があります。今から26年前、日本政府は無償資金協力によって北京リハビリテーション研究センターの新設を支援し、その後も技術協力プロジェクトを通じて、中国におけるリハビリ専門職（作業療法士、理学療法士、言語聴覚士など）をゼロから養成しました。現在は、中国内陸部の3つの中核都市（陝西省、重慶市、広西チワン族自治区）を拠点として、省レベルからコミュニティ（社区）レベルに至るリハビリ人材の育成に取り組んでいますが、この3年間で153名が、2008年に整備したテレビ会議システムを利用したライブ講義や、インターネットを利用した自主学习システムに基づき、年間640時間の充実したカリキュラムを修了しています。また、中国の地方都市には、13名の若い日本人理学療法士、作業療法士が青年海外協力隊として活動中であり、そのうち2名の隊員が、今回のフォーラムの分科会において活動成果を発表しました。

### ■ JICA中国中西部地区リハビリテーション人材養成プロジェクト

<http://www.jica.go.jp/project/china/0702352/index.html>

### ■ 中国リハビリテーション研究センター

<http://www.crrc.com.cn/>

中国は、第12次5ヶ年計画において、全国20万か所の全ての社区（コミュニティ）にリハビリ調整員と機材を配置し、農村部の郷・鎮にリハビリセンターを設置する目標を掲げています。その実現のためにも、JICAは引き続き人材育成に主眼をおいた協力を進めます。

(林伸江)

## 非居住者課税セミナーを開催



### ■国際税務プロジェクト

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/A340F6AAC0620B4F492579EC0079E12E?OpenDocument>

9月18日～21日、安徽省税務幹部学校において、「非居住者課税セミナー」を開催しました。これは「国際税務プロジェクト」の最初の具体的な活動として実施されたもので、中国の非居住者課税担当官約30名を対象に、日本国税庁と税務大学校からあわせて3名の講師が講義を行いました。

外国の法律に基づき設立され、実際の管理機構が外国に存在する非居住者企業（外国法人）の場合、課税に必要な情報の入手が難しいこと、非居住者課税の対象は国際租税回避手法に精通しているケースがあること等の要因により、非居住者企業に対する課税の課題は、各国税務機関にとって、様々な国際課税問題の中でも難しいものとされています。

中国国家税務総局は、2008年に新たに非居住課税処を設け、本格的に非居住者に対する課税をスタートしましたが、国際ルールに合った適正な課税を行うために、日本を含む諸外国から、制度整備や課税実務の経験を積極的に学んでいます。今回のセミナーでは、実務経験の豊富な日本側講師が、事例研究とディスカッションを多く取り入れながら、国際税制における日中の相違点や、国際ルールに対する理解と適用方法等を解説し、受講者との間で活発な議論を交わしました。

（鮑迪娜）



手洗い習慣運動の様子



佛山市順德區桂洲病院が作成した啓発ポスター

### ■地域に根ざした院内感染対策活動推進プロジェクト

[http://www.jica.go.jp/kansai/enterprise/kusanone/chiiki\\_08.html](http://www.jica.go.jp/kansai/enterprise/kusanone/chiiki_08.html)

### ■国境を越える日中共通課題・感染症に立ち向かう

[http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2009&d=1215&f=column\\_1215\\_003.shtml](http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2009&d=1215&f=column_1215_003.shtml)

## 広州発の院内感染対策モデルを世界に

### ～地域に根差した院内感染対策活動推進プロジェクト～

「院内感染」という言葉からは、感染症のパンデミックや医療事故など、過激なイメージを抱く人もいるかも知れません。しかし、実のところ、院内感染は、「手洗い」をはじめとする日常的な標準予防策の徹底と、患者に対する抗生物質の合理的投与、医療廃棄物管理など、地道できめ細かな対応が要求される基本的な取り組みです。しかし、院内感染対策は、診療報酬等のような病院の収益に直接繋がらないため、人員配置や予算措置が後回しにされがちでした。

JICAでは、SARSの発生を契機に、2008年末まで「広州市院内感染対策プロジェクト」を実施しましたが、このプロジェクトの実績を、広州近辺の病院に普及することを目的に、2010年以降、「地域に根差した院内感染対策活動推進プロジェクト（草の根技術協力）」を展開してきました。9月3日～8日、このプロジェクトとしては最後となる専門家派遣があり、神戸市立中央市民病院から春田恒和医師をはじめとする3名が訪中し、プロジェクトの成果を確認するとともに助言を行いました。

本プロジェクトには目を見張る成果があります。例えば増城市婦幼保健院では、手指衛生に力を入れ、院内のみならず、地域の幼稚園や小学校で子どもたちの「手洗い習慣運動」を実施しました。これにより同地域では、中国で広く流行する手足口病の発症率が低下しました。また、3年間で10回以上の研修会を開催し、区内約30の病院、延べ500名以上にプロジェクト経験を普及した佛山市順德区桂洲病院では、現在、日本の専門資格制度（感染管理認定医師、看護師、薬剤師）に倣って、中国初の資格制度設置に向けて行政との協議を進めています。研修を通じた人材育成の成果が、地域保健の向上や医療制度の構築に繋がり、大きなインパクトが生まれています。SARSの経験をバネにした広州発の院内感染対策モデルが、今後、広東省、華南地域、そして中国全土へ広まって行くことが期待されます。

（小田遼太郎）

## 林業担当者能力強化研修

### ～森林資源を活用した地域経済の活性化～

9月17日～29日、JICAは、黄土高原地域において林業事業に携わる中国地方政府職員を対象に、「林業担当者能力強化研修」を日本で実施し、研修員は日本の自治体による森林管理制度や民間企業による観光農園やキャンプ場運営、NPO法人の活動等について学びました。



無心になって木彫りに取り組む研修員の1コマ

「黄土高原」とは、山西省など黄河中流域に広がる高原地帯を指します。北京など中国北東部に住む人々は、長年の間、黄土高原からの黄砂に苦しめられてきました。かつては緑に覆われた地域も、長年の伐採の結果、つるつるの“はげ山”になってしまいました。長年JICAは、黄土高原での森林造成に取り組んでおり、この地域における植林面積は東京都の8倍の広さ（164万ha）に及びます。

森林面積は大幅に改善する一方、造成された森林の保護と地域住民の生活をいかに両立していくかが今後の課題としてあげられます。日本では自治体、民間企業、NPO法人等が連携して、森林保全と自然資源の利用を両立しています。例えば、自然公園やキャンプを通じた環境教育、観光農園や一村一品に代表される地域経済活性化など、日本は優良事例の宝庫です。一方で中国にはまだこのような取り組みがほとんど見られません。

今回の研修に参加した研修員が、特に印象的だったと振り返るのは、静岡県NPO法人「土に還る木の工場」の訪問です。代表の関田喬さんは、台風によって毎年膨大な数の倒木が出るという状況を逆に生かし、倒木を輪切りにして中をくり抜いた植木鉢の作成を思いつきました。この植木鉢はやがては土に還ることから、環境に一切の負荷を与えません。関田さんの活動は、やがて地元の芸術家の目にとまり、不要な倒木を使った「生け花」や「木彫り彫刻」などの芸術に発展し、地域活性化の好事例に昇華しました。

(林憲二)

## 域内共通課題のポリオ、麻疹対策に貢献

### ～WHOと連携して実験室査察を実施～



実験室の指導を行う吉倉廣専門家

JICAは、8月末から9月初旬にかけて、WHO（世界保健機関）と連携し、中国国内の麻疹・風疹実験室の査察（Accreditation Review）を行いました。これは、WHOが毎年、中国の国家及び省のポリオ、麻疹・風疹実験室の安全性や機能をチェックし、検査施設としての妥当性を認証しているものです。JICAは、長年、中国における予防接種事業を通じて、ポリオ撲滅等に貢献しており、実験室の人材育成においても主要な協力機関であることから、この活動に協力しています。今年も、JICAから吉倉廣氏（元国立感染症研究所所長）をはじめとする短期専門家3名を派遣しました。

査察はWHO本部やWHO西太平洋事務局から派遣された専門家と分担して行い、JICA専門家は、河南、浙江、安徽、海南、新疆の5省・自治区を訪問し、WHOチェックリストに基づいて実験室を査察しました。どの実験室も大きな問題は見られず、レベルの高い検査体制を維持していると評価されました。特に、新疆においては、昨年発生したポリオのアウトブレイクへの対応として、JICAが供与した遠心機と遺伝子解析装置（リアルタイムPCR）が順調に稼働しており、ウイルス監視体制に大きく貢献していることが明らかとなりました。

JICA専門家の参加はWHOからも高く評価されています。また、今回参加したJICA専門家からは、現場でのアドバイスを通して中国のウイルス監視体制の維持・強化に貢献するだけでなく、中国における現状を直接把握することができるため、日本の国内対策にも役立つとの声が寄せられました。麻疹・風疹は、感染力の強い呼吸器感染症であり、たやすく国境を越えて感染が拡大することから、日本と中国が属する西太平洋地域が協力して課題を解決することが必要です。今後も、JICAとして、当該分野における国際貢献事業の重要性を意識して事業を進めていきたいと考えています。

## 観光開発促進シンポジウム

### ■ 四川省の温泉を活用した観光産業復興による被災地復興事業

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/78121156a999a761492577aa0079dcef?OpenDocument>

9月4日、四川省成都市において、「四川省の温泉を活用した観光産業復興による被災地復興事業（草の根技術協力事業）」の成果発表会が行われました。本プロジェクトは2008年に発生した四川大地震によって甚大な被害を受けた地域を、温泉という観光資源を活用して復興しようというもので、日本の山梨県と中国の成都市旅遊局が実施機関となって実施しているものです。3年間にわたるプロジェクトの実施を通じて、中国側関係者の訪日研修や日本人専門家による現場指導や研修が行われ、観光復興に関する施策や、施設の管理運営手法、観光客誘致のためのPR手法用について知見を共有するとともに、日中相互の理解と交流を深めることができました。

今回、山梨県観光部と四川省成都市旅遊局は「観光交流協力に関する覚書」を締結、本プロジェクト終了後も自治体間の連携が強化される予定です。

(魚屋 将)

## 大阪の小学校へ、インターネットを通じた遠隔授業



9月13日、JICA中国事務所と大阪府の「河内長野市立教育メディアセンター」をインターネット中継でつなぎ、美加の台小学校と天見小学校の6年生74名を対象に、遠隔授業を行いました。今回は、「中国の様子」をテーマに、食文化や風習等、身近な事に関する日中間のつながりについて紹介したほか、多くの日本人や中国人がそれぞれ相手の国で生活基盤を築いていることや、貿易や投資などの経済面においても相互関係が深まっていること、歴史的にも日中は古代から深い関係を築いてきたこと等を確認し、今後も良好な関係を維持していくことが、両国にとって重要であると話し合いました。また、今回の授業には、大阪府の中学校教師であり、現在、JICAボランティアとして、山東省の中学校で日本語教師をしている端山知佳隊員も参加し、中国の中学生の生活状況や学習熱心な様子を紹介しました。質疑応答では中国の最近の流行に話が及び、当事務所の中国人スタッフが回答しました。児童からは、現地で生活する人の話を直接聞くことができ、楽しみながら中国への理解を深められたとの感想が寄せられました。

### ■ 大阪府河内長野市でICT（情報通信技術）を学ぶ

[http://www.jica.go.jp/kansai/enterprise/kenshu/gijutsu/power/power\\_15.html](http://www.jica.go.jp/kansai/enterprise/kenshu/gijutsu/power/power_15.html)

「河内長野市立教育メディアセンター」は、地域の学校に対し、国際理解推進を目的として、インターネット中継を利用した現地滞在者による遠隔授業を提供しており、JICAはこれまで、ベトナム、ベネズエラ、エチオピア等7ヶ国からの遠隔授業に協力しました。昨年JICAが実施した「デジタルデバインド解消に向けた情報コミュニティのためのICT活用コーディネータ育成研修」では、アジア、アフリカ、南米から研修員が、同センターを訪問し、この遠隔授業の様子を見学しています。

(青木信彦)

# CHINA COOL

## 中国の結婚式

中国では、9月9日は、重陽の節句と呼ばれる大変おめでたい日であり（※）、祝いごとをする習慣があります。若者の中には、この「吉祥な日」を選んで結婚式を挙げる人が多いです。中国でも、ウェディングドレスを着た西洋風の結婚式が一般的ですが、最近は中国風の結婚式も再び人気を集めています。中国の結婚式は、一般的に次のように進行します。

- ①新婦が籠（八抬大轎）に乗って入場
- ②舞獅子が会場で舞を披露
- ③新郎新婦が、両親に対してお茶を提供し、感謝の言葉を述べる。
- ④両親は、新郎新婦に対して、祝辞と人生の教訓を述べた後、お金（改口「金」）を渡す。（義理の父母を、「おばさん、おじさん」ではなく、「お母さん、お父さん」と呼ぶため儀式）
- ⑤列席者にお酒とお菓子（喜糖）が勧められる。



この後の宴会では、列席者は新郎新婦に対して、ちょっとした意地悪を仕掛けます。例えば新郎新婦に1つのリングを同時に食べるように勧めます。新郎新婦の恥ずかしそうな様子を見て、会場は再び幸せな雰囲気包まれるのです。

花嫁衣裳も会場の装飾も、幸せな「紅色」です。「紅色」は中国人が最も好きな伝統的な色です。結婚式には、それぞれの文化の特徴が表れますが、結婚式を包むこの幸せな雰囲気はきっと万国共通ですね。

（※陰陽思想は、奇数を縁起の良い「陽の数」としており、9月9日は、一桁で一番大きな陽の数字である9が2つ重なる日であることから、おめでたい日とされています。）

（沈暁静）

## 帰任者紹介

### 長期専門家

帰任 藤沢しげ子 中西部地区リハビリテーション人材養成プロジェクト 2010年8月～2012年9月

### 青年海外協力隊（2010年10月～2012年10月）

帰任	鶴田靖行	日本語教師	内蒙古自治区赤峰市	赤峰学院
	神田愛	日本語教師	四川省宜賓市	宜賓学院
	田中恵理	日本語教師	江西省吉安市	井岡山大学
	田中陽子	日本語教師	遼寧省撫順市新賓満族自治県	新賓満族自治県朝鮮族中学
	茶野美和子	日本語教師	浙江省寧波市	浙江紡績副賞職業技術学院
	前川紘子	日本語教師	遼寧省瀋陽市	瀋陽市朝鮮族第一中学
	山口彩	理学療法士	江蘇省無錫市	無錫市錫山区障害者リハビリセンター